

決定版 全論点

新世紀の靖國神社

小堀桂一郎
渡部昇一

編

安倍基雄
石原慎太郎
稲垣武
稲田朋美
大原康男
小田村四郎
加地伸行
倉林和男
黒田勝弘
黒田秀高
黄文雄
さかもと未明
佐藤和男
相林
高森明勅
徳永信一
中嶋嶺雄
西村眞悟
長谷川三千子
藤波孝生
百地章
山本卓眞
吉原恒雄

近代出版社

冒瀆された英霊・
靖国応援団の戦い

われわれが
訴訟応援に
立ち上がった理由

弁護士
徳永信一

とくながしんいち
昭和三十三年(一九五八)年大阪府生まれ。京都大学法学部卒業。同大学院法学研究科中退。六十二年弁護士登録。大阪H・V(薬害エイズ)訴訟、大阪薬害肝炎訴訟、附属池田小学校事件、法輪功弾圧江沢民弾劾訴訟、沖縄集団自決冤罪訴訟等の著名事件を手がけてきた。大阪弁護士会では人権擁護委員、憲法改正問題特別委員会、教育基本法改正問題特別委員会などの委員を務める。近時、同弁護士会の会派会報に「カサバタ憲法を剥がそう」と題して改憲を訴える論文を掲載、注目を集めた。編著書に「薬害エイズ国際会議」(彩流社)、「靖国神社への呪縛」を解く(小学館文庫)など。

劇場の法廷

平成十四年二月二十二日の午後、大阪地方裁判所の一階ロビーで、私は異様な光景に出くわした。百名を超える男女の一群が列をつくってぞろぞろと行進していた。黒の法衣をまとった男がいた。チマチヨゴリを着た女の姿があった。野球帽を目深に被り白マスクをした活動家風もいた。一群は、ある種の昂りを辺りに発散させながら、フラッシュとテレビカメラの中に分け入り、意気揚々と大法廷につながる階段を上がっていった。

私は取り巻いていた見物人の中に知人を見つけ、何ごとかを聞いてみた。

「弁護士さんなのに知らないんですか。小泉さんの靖国参拝の件で、靖国神社が訴えられてるんですよ」

平成十三年、空前の小泉ブームを巻き起こして総理大臣となった小泉首相だったが、あれだけ明確に約束していた終戦記念日・八月十五日の靖国神社公式参拝を、中韓の圧力に屈する形で八月十三日に前倒ししたことをテレビで知り、崩れ落ちるような脱力感を覚え、暗澹たる気分のなか寝苦しい夜を過ごしたことが忘れられない。

その後、首相の靖国参拝に反対する市民活動家らが、小泉首相と政府に相手に全国各地で裁判を起こしていたことは新聞で知っていた。靖国参拝の是非を、法廷の場に持ち込むことに違和感を覚えていた私は、新聞に載っていた「話しにならないね。世の中おかしな人たちがいるもんだね」という小泉首相のコメントのとおり、「おかしな人たち」の裁判としてまともに取り合うべきものとは思えなかった。うかつなことに靖国神社が被告の一人に加えられていることにも気づいていなかった。中曽根首相による公式参拝の後にも、政教分離違反を問う訴訟が起こされたが、靖国神社が訴えられるなん

第四章
政教分離問題
訴訟と論議

てことはなかった。前代未聞のことである。

いったいどんな裁判が起こされているのだろうか。興味をもった私は、大阪天満宮で開かれた神社側の報告集会に顔を出してみることにした。

冒瀆された
英霊・
靖国応援団
の戦い

大阪地方裁判所に対し、小泉首相、政府及び靖国神社を被告として訴えを起こした原告らは、真宗僧侶を自称する菅原龍憲をはじめとする六百三十九名。彼らは小泉首相の靖国参拝が憲法に違反することの確認とともに、参拝によって受けたという精神的苦痛に対する各自一万円の慰謝料、そして小泉純一郎が総理大臣としてする靖国参拝及び靖国神社によるその受入れの差止めを求めている。

彼らの請求は二つの理由に基づいている。首相による靖国参拝は、政教分離を規定する憲法に違反しているという主張と、これによって日本人遺族たちの「宗教的人格権」、在韓韓国人遺族の「民族的人格権」、そして仏教徒・キリスト教徒・無神論者の「宗教的自己決定権」といった耳慣れない権利が侵害されたというものである。

同種の裁判は、大阪の他にも、既に、東京、千葉、福岡、松山の各地裁で起こされていた。東京では石原慎太郎都知事が、そして国会までもが被告に加えられていた。首相の靖国参拝を禁止する法律を制定しなかった国会にも責任があるのだという悪ふざけのような裁判だ。靖国神社が被告として法廷に否応なく引っ張りだされることになったのは、そんな一連の訴訟のうち、大阪と松山の二カ所であった。

「まるで人民裁判じゃないですか」

「あれがヤスクニか」「あつちが小泉の弁護士やな」「どんな気持ちで座とるんや」「そや、そや」

開廷中にもかかわらず、法廷はざわつき、傍聴席からこんな野次が飛び交っていた。九十六席ある大法廷の傍聴席は五十席が予め原告らに割当てられ、残った抽選席の多くも原告の支援者らが獲得していたため、法廷は反ヤスクニ派に乗っ取られることになった。

三人の裁判官が着席すると、すかさず傍聴席から「裁判官は名前を名乗って下さい」という声があった。「名乗るのが礼儀や」という声、「そやっ」と呼応する声が続いた。雰囲気呑まれた裁判長は、傍聴席の不規則発言を制止すべき立場を忘れ、なんと声の促すまま名乗りだし、左右の陪席裁判官と被告側の弁護士らにもこれを促すという珍妙な光景が展開した。完全に原告のペースである。

やがて原告の弁護士による訴状の朗読がはじまった。訴状は、ステレオタイプな国家神道観にのっとり、「戦死が犬死だとの疑念をはさませず……靖国神社に祀られることがあたかも荣誉であるような意識を「帝国臣民」に植え付け、靖国信仰を強制していったのである。このように靖国神社は軍国主義日本の象徴であり、植民地人民も含めて「帝国臣民」を戦争に向けて統合する精神的装置として、まさに「軍事施設」でもあった」と断罪するものであり、「死は、いかなる意味でも賛美されてはならない。これは日本国憲法の定める「個人の尊厳」の当然の帰結である。「国のために」死ぬこと、まして「天皇のために」死ぬことを賛美するのは、日本国憲法が定立する、近代の「個」を自覚し、自律する市民に対する冒瀆であり、まことに恥すべきことといわなければならない」という戦死者の慰霊・顕彰そのものを憲法違反と断じる奇怪なものだった。

第四章
枚枚分離問題
訴訟と二重奏

冒瀆された
英霊・
靖国応援団
の戦い

続いて三名の原告が原告団を代表して順に意見を述べはじめたが、最後に立った原告は、声を震わせる絶叫口調で、「ヤスクニはいったいどんな権限があつて私たちの肉親の魂を、死後まで強制連行するのか」「なぜ、遺族が求めているのに、合祀を取りやめないのか」と叫んで靖国神社を糾弾した。傍聴席からは「そやっ」「どんな理由か説明してみろ」「浮かばれないぞ」という罵声が続き、しばし法廷は騒然としたが、その間、裁判長が傍聴席の声を制することはなかった……。

報告集会では、法廷傍聴していた権宮司から、靖国神社の立場について説明があつた。「神社が一度英霊としてお祀りさせて頂いた御祭神は、いかに御遺族からのお申出があるうとも、これを取り下げることはできないのです」屈辱を噛みしめた苦渋の言葉に思わず息を呑んだ。名状し難い怒りが込み上げてくる。「自分たちで靖国神社を被告にしておいて、失礼やないですか。いろんな意見や思いはあるんでしょうが、仮にも裁判でしょ。あれじゃ、なぶりもんです。これでは、まるで人民裁判じゃないですか」横にいた知人が怒りをぶちまけた。靖国神社が公開の法廷でへなぶりものVにされたという驚きが、怒りと嘆きの間を揺らぎ続ける……。

私を弁護士だと知った一人の老人が近寄り、声を震わせてこう言った。
「裁判所に私たちから意見を言うことはできないんですか。どうしても黙って聞いてなげや、ならぬいんですか」

戦死者の慰霊と顕彰

戦死した将兵らの慰霊・顕彰は、万国共通の儀礼であり、これを否定する国家を私は知らない。共

同体のために自己犠牲を払った者に対して感謝と尊敬を捧げることは、当該共同体の責任であり、各構成員の義務である。

ここに個と公と、過去と今とをつなぐ鍵と道徳の出発点があるのだ、と私は思う。

なぜ靖国神社なのかとの問いに対しては、出征を命じた国が、戦死すれば靖国神社で英霊として祀ることを約束し、国民がこれを固く信じていたという事実を指摘することで十分だろう。多くの将兵が戦友に「靖国で会おう」と誓い、両親に「九段の御社に来て下さい」と願い、子らに「靖国神社に会いに来なさい」と遺言して尊い命を捧げて逝ったのは、それゆえである。死者との約束を守ることが、生きているものにとつて何より大切な義務である。総理大臣が、そして天皇陛下が靖国神社に参拝すべきなのは当然のことだ。

政府は、新たな国立慰霊施設の設置を断念していないという。いったい誰のための施設なのだろうか。それは英霊に対する裏切りである。

「おかしな人たち」に貶められた英霊

変人宰相小泉純一郎から「おかしな人たち」とコメントされた原告団は、これに傷ついたとして小泉首相を相手に別途訴訟を提起して話題を呼んだ。彼らの執拗さのアピールにはなったが、世間には件のコメントを実証する結果となった。

いったいどのような集団なのであろうか。事務局長を務める菱木政晴は統一共産同の活動家であることが知られているが、インターネットで大々的に募集された原告らには、過去の政教訴訟を担ってきた真宗左派の僧侶、プロテスタント牧師、左翼系市民活動家が名前を連ねていた。何より特徴的な

のは八在韓¹の韓国人ら百十九名が加わっていることだった。それゆえ、大阪訴訟の原告らは、自らを「小泉首相靖国参拝違憲アジア訴訟団」と呼んでいる。

二月二十二日の法廷で意見陳述の一番手に立った金景錫は、韓国にある太平洋戦争韓国人犠牲者遺族会の会長である。靖国神社に韓国人英霊の遺骨の返還を要求し、はしなくも靖国神社の祭祀に対する無知を露呈したのは彼らであった。

金景錫の陳述によれば、韓国では日本の軍人、軍属となったものに対し、日本に協力した民族の裏切り者というレッテルが貼られ、遺族は長い間自身の狭い思いをしてきたという。恩給等により手厚い補償がされてきた日本人遺族とは違い、いまだに日本からは何の補償もない。こうした差別が放置されているなか、靖国神社が遺族に断りもなく勝手に合祀している現実は許し難いのだという。それは、戦争の被害者である韓国人兵士が、加害者である日本の英霊として祀られていることにより、民族のアイデンティティにかかわる「民族的人格権」が傷つけられることになるという韓国人遺族原告らの主張を代表するものであった。

戦後、日本国籍を奪われた朝鮮兵の運命は、まことに理不尽なものであり、同情を禁じえない。まさに歴史に翻弄された被害者である。しかし、その理不尽をなんでもかんでも日本のせいにするのはいかなるものか。恩給などの給付差別に関する問題は、日韓基本条約において、韓国政府の責任において解決することになっており、日本はそれに見合うものを韓国政府に交付している。日中友好条約の陰で見捨てられた台湾人とは違う。今も靖国参拝を続ける高砂族ら台湾兵士の姿をみると、日本人として忤怩たる思いにかられる。

また、朝鮮人兵士とその遺族らが韓国において差別的な扱いを受けてきたことは別に考えるべきだ。それはむしろ韓国における硬直した反日教育の問題である。こうした理不尽を理由に靖国神社におけ

る合祀を非難するのは全くの筋違いだ。靖国神社の責務は、韓国人戦死者の御霊を日本人戦死者の御霊と等しく祀ることであり、彼らの御霊にも等しく感謝と尊敬の念を捧げるのが日本人の義務であり、日本の首相の義務であるはずだ。

二番手の菅原龍憲は、真宗本願寺派の僧侶であり、原告団長を務めている。彼によれば、戦死者を「英霊」として讃え、感謝することは国家の戦争犯罪を正当化し、その責任を回避するために戦死者を利用することなのだという。「お国のために、死んだ戦没者を国が祀るのは当然」という国民の心情を、「人間の尊厳よりも国家への従属を優先させる精神風土」であると非難する彼は、国家に殺された恨みを忘れて靖国を信仰する日本人遺族の精神は錯乱しているとまで言う。

私には、菅原龍憲がなぜそんなに自信たっぷりな戦死者の死を自らの戦争観の中で意味づけし、これをもって多くの戦死者や遺族の想いを一方的に否定しきることができているのが不思議でならない。不可知論者の私としては、むしろ菅原龍憲のこの思い込みのなかにこそ、危険な狂信を感じる。その独善は死者と遺族に対する最大の侮辱である。まずは、戦死者を慰霊し感謝を捧げることからはじめるべきではなかったのか。

繰り返すが、戦死者の慰霊・顕彰は、万国共通の普遍的儀礼である。小泉首相の靖国参拝をもって戦争の肯定であり、侵略の準備だと短絡的に決め付けるのは、彼ら独自の戦争観・歴史観に自閉した独善と偏狭の境地からやってくるように思える。簡単にいえば、彼らは、彼らが信奉している独自の世界観と戦争観からなるイデオロギーの中で作り上げた意味を相手に独り相撲をとっているのだ。ところで、日本の侵略と植民地支配を非難する菅原龍憲は、日米ガイドライン関連法や自衛隊の海外派兵にも厳しい目を向け、「人間の尊厳を愚弄するあらゆる勢力との闘いに連帯していく」のだと大風呂敷を広げてみせたにもかかわらず、日本に代わって北朝鮮を統治してきた金日成・金正日の独

裁下において、個人崇拜が強要され、日本の統治よりはるかに苛烈な抑圧と搾取が行われてきた事実には全く関心がないように見える。彼の中では、この矛盾と偽善は、どのように整理されているのだろうか。

三番目に立った洪仁成は、在日韓国人であり、積極的無神論者を自称している。彼は、同じ無神論者でも初詣やお宮参りに行く様な無節操な無神論者とは一線を画しているという。そして、在日韓国人の不幸となった侵略戦争の原因をつくった「A級戦犯」が祀られている靖国神社に一族が合祀されているということは耐え難い屈辱であり、その靖国神社を首相が参拝するのは絶対に許せないという。絶叫口調でヤスクニが魂を強制連行していると叫んだのは彼である。

彼が、民族の伝統文化や固有の習俗、信仰と弔いの儀礼の関係をどのように理解しているのかはわからない。宗教を迷妄として切り捨てる唯物論者と同様、啓蒙主義的理性の高台から庶民の暮らしを見下ろしている尊大さが安物のポマードよろしく臭ってくる。人間的諸価値の源泉がそこにあることに気づかない無知と傲慢が招いた醜態である。そもそも無神論者である洪仁成が信じていない「魂」の強制連行を叫ぶのは、いかに政治宣伝用のレトリックだとしてもいかがなものか。

私的参拝という姑息

平成十四年二月のブッシュ大統領来日の折り、小泉首相は、ブッシュ大統領に同行する予定であった明治神宮参拝を直前になって中止するという醜態をみせた。ブッシュ大統領が明治神宮を参拝している間、小泉首相は公用車の中で待機していたという。

いやしくも国賓に対する礼儀を失した対応になんとも情けない思いを抱いたのは私一人ではないだ

ろう。この情景が今の日本を象徴しているように感じられたからだ。

福田官房長官によるこのドタキャンの説明は難解だった。政府は、今回の裁判に敗訴することをおそれ、小泉首相の参拝は、あくまで私的参拝であって公的参拝ではないという訴訟方針をとるのだという。ところが、公式日程に組み込まれたブッシュ大統領の参拝に同行すると、これを私的参拝だということはできなくなり、同じ形式を踏まえた靖国参拝も私的参拝であったという主張を貫くことが困難になるとの意見が政府内で出され、安全策をとったということである。そもそもアメリカ側の当初の意向は靖国参拝であったというから、日本政府のへっぴり腰には、さぞ呆れたことだろう。

私的参拝なら政教分離原則違反をかわせるだろうというのは、いかにも姑息な戦術である。そんな小手先のごまかしで、当面を糊塗しようという、いかにも役人的な魂胆が気に入らない。辻褄合せに汲々とする政府の姿は哀れを誘うが、ことは国民の精神のありように関わることなのだ。

政教分離原則がアメリカから輸入されたものであることは誰でも知っている。そのアメリカの大統領が明治神宮という宗教施設に参拝しても、どこからも政教分離違反を問う声は起らない。日本の首相が政教分離違反を恐れてブッシュ大統領の明治神宮参拝に同行できないというのは、いかにもおかしな話だ。この無様な顛末が、政府の対応はどれほど世界の常識とかけ離れているかということに国民に気付かせる契機となることを望む。

仮に、首相の靖国参拝が「私的参拝であるから憲法に抵触しない」という論法で国側が勝訴したとしても、靖国参拝をめぐる状況はなんら改善されない。その後も公人による参拝につき、私的公的かという不毛な論争が続くことになるだろうし、そうなれば、日本の宿痾である「事勿れ主義」の役人たちによって、ますます萎縮させられることになるだろう。政府は戦歿者の慰霊を目的とする靖国参拝がなんら政教分離に抵触しないことを正面から論じ、「信念」をもって闘うべきなのだ。

ところが、国の訴訟を担当している訟務検事らに「信念」を期待するのは難しい。彼らは法務省の訟務部門に向を命じられてきた検察官ないし裁判官だが、所詮二、三年で転出して後任にバトンタッチしていくお役人である。お国を背負うという「官の矜持」も失われて久しい。信念も矜持もない「官」をもう当てにすることはできない。ならば……。

靖国応援団結成！

補助参加という方法があった。

民事訴訟法第四十二条は、「訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる」と規定している。例えば、サラ金業者と借り手との裁判があり、その結果次第で支払いを求められかねない保証人は、その裁判に当事者として参加を申立てることができるのである。もっとも、当事者の一方が親友だとか、負けては気の毒だという感情的な理由や事実上の利益では足りず、当該裁判の結果が自らの「法的な利益」に関することが必要となる。

首相の公式参拝を切望している遺族らの「宗教的人格権」や「民族的人格権」を訴訟参加の理由にすればどうだろうか。万一、靖国神社が敗訴し、公人による一切の参拝を受けることが禁止されるような事態になれば、靖国神社の公式参拝の定着を望み、英霊を心の拠り所としている多くの日本人が被る絶望と苦痛の深さは、首相の参拝によって「彼ら」が被ったとする苦痛の比較ではないはずだ。

補助参加の申立に相手方から異議があった場合、裁判所は参加の理由、すなわち「我ら」の宗教的人格権や民族的人格権、そして宗教的自己決定権が法的利益といえるかどうかを判断することになる。

宗教的人格権等が法的利益でないとするれば、補助参加は許されないことになるが、同じ権利を理由とする「彼ら」の裁判は、現実に維持され、靖国神社は法廷に引つ張り出されているのである。靖国神社を訴える裁判が却下されずに維持されている間は、我が方の申立も等しく扱われるべきである。従って、宗教的人格権、民族的人格権、宗教的自己決定権なるものが、法的利益だといえないとの判断から、我らの補助参加を許さないとの決定が下されるとすれば、裁判所は自動的に「彼ら」の裁判が成り立たないことを宣告することになる。相討ちは本望である。さらに、参加を許さないとの決定に対しては抗告して争うことができ、それが確定するまでは、当事者として訴訟活動を続け、心ある多くの国民の声を法廷に届けることができる。

逆に、参加が認められれば、そのまま靖国神社と日本人の心を守るため死力を尽くすまでだ。この作戦は、外敵の攻撃を体当たりで防ぐことから、いつしか「パトリオット作戦」と呼ばれるようになった。

たちまち数名の同志が集まり、「パトリオット作戦」による靖国神社支援の準備がはじまった。私たちは遺族らの集いに出かけて行って状況を報告し、支援を呼びかけ、申立人を募集した。

遺族、元将兵ら六名が名乗りをあげた。弁護団は稲田朋美、松本藤一、そして私の三名で結成された。かくして靖国訴訟支援の陣容が整った。人呼んで「靖国応援団」。

英霊の遺族と戦友たちの声

私たち弁護団は、名乗りを上げた申立人らの供述をとりまとめ、陳述書を作成した。以下、その陳述に拾い上げた彼らの体験と想いを抜粋する。

第四章
政教分離問題
訴訟と論議

冒瀆された
英霊
靖国応援団
の戦い

岩井益子（当時八十四歳）は、新婚一年半で出征した最愛の夫をルソン島での激戦で亡くした。終戦後、夫の死亡認定を受取り、ただ泣き続けたという。

「もし、首相が靖国神社に参拝したことで傷つけられるという方がおられるのなら、靖国の妻といたしましては、外国の意向に気兼ねして首相の参拝することも思うにまかせず、天皇陛下の御親拝も得られない現状は、その何万倍、何億倍の心が傷つくことでございます。私にとって夫が生前、戦死すれば必ずそこへ祀られると信じて死地に赴いたその靖国神社を汚されることは、私自身を汚されることの何億倍もの屈辱です」

「先の戦争に対する考え方はいろいろあるでしょう。しかし、お国のために尊い命を捧げられた方々の御霊を偲んで慰霊することは日本人として当然のことだと思っております。それは、あの戦争の意味を問う以前のことです」

「私は、原告の方々も靖国神社に参拝すべきだといっているわけではありません。韓国の大統領に参拝をお願いしているわけでもありません。日本の総理大臣が、英霊との約束を守り、靖国神社に参拝するのは当然だと言っているのです。このままではもの言えぬ英霊があまりにも可哀相です」

行岡豊（当時七十六歳）は、乗艦した駆逐艦が撃沈され、ガダルカナル島に漂着し、そこで飢餓島を体験した。食糧のないジャングルでの戦いは凄惨をきわめ、餓死者が続出するさまは、地獄絵そのものであったという。そこでは皆「靖国に帰る」ことを心に念じて闘い、死ぬときは「靖国で待つて」が最後の言葉だったという。

「私の本隊に救出された後、潜水艦で糧秣が送られてきたことがありました。第一戦の兵に送るものの中からバケツ一杯分の米を潜水艦の乗員が特別にくれたものでした。それを私たちが、重湯にして食べている時に一人の伍長と一人の上等兵が山から降りて本隊に辿り着いてきました。上等兵は片足

を失っており、伍長は片腕を肘から失ってしまいました」

「私たちが差し出した米を見た伍長は、前線には百人余りの兵が鬨っている。これを持って帰ると言い出したのです。そしてその米をもって伍長は前線に引き返しました。その後のことは分かりませんが命のなくなることが分かっているながら、前線に引き返した伍長には今考えても頭が下がります。思い出す度に、涙が出てきます。上等兵は翌日、「二十五歳まで生きて、米の味がこんなにうまいもんだと知って死ぬのはしあわせだ。これで靖国へ帰れる。靖国で会おう」という言葉を残して死にました。私にはこのように靖国で会おうと誓った戦友との約束を果たす責任があるのです」

「私たちが靖国に参拝する気持ちに他の人が文句を言ったり、批判したりするいわれはないと考えております。ましてや靖国神社に参拝する人を拒めと要求するなど、靖国神社に対する私たちの思いに對する冒瀆であり、国のために戦った英霊に対する侮辱であると思います」

中村元三（当時八十三歳）は、肺結核で召集されなかったが、志願して軍属となり、上海の陸軍司令部に配属された。

「今回、……靖国までが被告にされていると聞き、驚くと同時に許せないと考えました。国のために命を捧げた人を国がお祀りすることは当然であるし、そのどこが憲法違反なのでしょう。私は「靖国神社で会おう」と死んでいった将兵の霊がお祀りされている靖国神社を敬うことは生き残った者の責務であると考えています」

「英霊を敬うことを教えられない子供たちに未来はあるのでしょうか」

カメラマンの本田達雄（当時六十四歳）は、小学生になったばかりのころ、父親がパラオで散華したとの通知を受けた。祖父が家うらの柿の木にすがって泣いていたことを今でも鮮明に覚えている。

「私は、日本人として、日本の国のために戦い死んでいった私の父や伯父のような人々を国が手厚く

慰霊するのは当然であると考えています。そしてその場所は靖国神社しかないと考えています。父も伯父もそして大東亜戦争で日本のために戦った兵士たちは皆、魂は靖国に帰ると信じて戦ったのです。それは今靖国を訴えている原告の親族で出征した方々も同じ気持ちであったのではないのでしょうか。なぜ、それを「加害者にされて死んでいった」などと今生きている人の偏った考えで判断するのでしょうか。それは死者に対する冒瀆ではないでしょうか」

無教会主義のクリスチャンである白井恭二（当時五十八歳）の父親は沖縄戦で戦死した。軍人だった父の思い出と戦後の平和教育による葛藤に苦しんだが、父の死後五十年目に沖縄を訪れ、そこで父の思いを理解した。参拝した靖国神社の奥殿では賛美歌を歌い、今も官司との親交を大切にしている。「靖国神社は墓所ではないのです。私たちのために働いてくれてありがとうと戦争で戦って亡くなった人に感謝の気持ちを捧げる場所です。祈りの場所です」

「神道の祈りも、仏教のお経も、キリスト教のアーメンも関係なく、国を思う心で集うことが許される場所が靖国であると思います。またま祭りの時などに境内のそこそこでキリスト教・神道・仏教・さまざまな信仰をもつ人が、それぞれの祈り方で奉じておられるのを見ると、これが本当の慰霊なのだと感じます」

「今回の裁判は日本の習俗と死者に対する弔いを知らない過ぎることが原因であると思います。……靖国神社を攻撃することで他人の信仰を侮辱するのはどんな意味でも信仰とかけ離れた心情であり、到底認めがたいものです」

山本明（当時八十四歳）は、陸軍将校として満洲で暗号解読を行っていたが、終戦直後、ソ連軍によってシベリアの強制収容所に送られ、「資本主義援助罪」により強制労働二十五年の刑を宣告された。

「英霊に限らず人は死ねばみな神になります。お盆になると先祖の御霊が帰ってくるように、靖国神社には英霊がやってきます。それは理屈ではなく日本人のごく自然な感覚なのです」

「靖国神社を批判する方々は、よく東京裁判を持ち出してこられます。東京裁判は、私が受けたソ連軍による資本主義援助罪の裁判と同じく戦勝国が敗者を裁くものであり、適用された法律も手続きも公正なものではありませんでした。東京裁判が誤りであったことは、その制作者であるマッカーサー自ら認めていることです。東京裁判もまた事実として受入れなければならないことですが、そのことは歴史の真実と全く次元の異なることです」

私自身、当初は銜てらいがあった「英霊」という言葉だったが、遺族の言葉に接しているうちに全く抵抗がなくなった。英霊は凄こわい。

かくして準備は整った。補助参加には補助される側の承諾はいらない。申立が受理されれば、靖国神社からも独立して勝手に訴訟活動をはじめることができる。四月二十二日の申立はその日のうちに受理された。

（二）都合主義の国際主義

四月二十六日、靖国訴訟は第二回期日を迎えた。靖国応援団の初陣である。原告側の弁護士は案の定、当方の補助参加に対して異議を述べた。異議は申立人らの宗教的人格権や民族的人格権を否定するものであるため、これらを理由に靖国神社を訴えている彼らは、自己矛盾を抱え込むことになる。

そうしたやりとりの後、原告席の女性弁護士が立ち上がって、「国際人権規約にみる原告の被侵害利益」と題する書面の朗読をはじめた。

第四章
政教分離問題
訴訟と憲法

冒濫された
英霊・
靖国応援団
の戦い

戦後憲法学においては、一時期、歴史的発展法則や国際的潮流を憲法の上位に置き、これが憲法前文を通じて憲法典に編入されているという論法を介して、これを憲法の解釈指針とするというスタイルが流行った。

もちろん、ここでいう「歴史法則」とは唯物史観のそれである。終戦後、日本の民主化に帝国憲法を改正する必要はないとの答申をあげていた美濃部達吉を裏切り、ポツダム宣言受諾による「八月革命」という政治的寓話を学説としてしまった宮沢俊義が先鞭をつけたGHQにおもねる「勝てば官軍」論法は、東大憲法を承継した小林直樹の実体法的憲法制定権力論（憲法の外にあった憲法制定権力が憲法前文によって憲法の牢に幽閉され、改正を自己規制するという立場）や貴族院で憲法改正に反対した佐々木惣一の鬼子、田畑忍の歴史的客観主義（憲法解釈の基準を歴史の発展法則に求め、歴史法則に反する憲法改正は「改悪」だから認めないという立場）という奇怪な学説に結実した。（ちなみに、田畑忍の弟子が土井たか子である）

今でも憲法を論じる際に世界人権宣言や国際人権規約が持ち出されるのは、その名残である。美しい理想と普遍的歴史法則を掲げた社会主義が圧政の馬脚を晒して崩壊し、非情なアメリカン・グロリアリズムが世界を席卷するようになってからは、理想のモデルを世界の何処かに求めるスタイルはすっかり信用を失ってしまった。

それでも身についた癖はなかなか直らないようだ。

彼らが書面で援用している国際人権規約十八条二項は、「何人も、自ら選択する宗教又は信念を受入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない」というものであり、国家機関である小泉首相の靖国参拝は、これに違反するのだという。

この「侵害するおそれのある強制」という文言の拡大解釈がミソなのだ。この条項は、左翼活動家

が国旗掲揚・国歌斉唱を問題にするときにもよく持ち出される。

しかし、それをこの文脈で持ち出すのは無茶だろう。国家と宗教との結びつきそのものが人権侵害であるとの解釈が正しいならば、およそ国教を樹立し、宗教と政治の相互協力を認めている国は、人権を蹂躪して顧みない野蛮国になってしまう。

政教分離の虚実

弁護士仲間や市民活動家らと議論をしていてしばしば驚くのは、他国の宗教制度に対する無知と無関心だ。活動家の無関心は、見たい現実しか見ないという精神の病弊であり、法律家の無知は法學教育の問題である。

政教分離は民主主義の前提だという議論が広く信じられている。民主主義の前提となる共通の価値観を成立させている宗教の役割を無視する妄論である。宗教及びこれと結びついた伝統文化は近代的理性と対峙する法の源泉であり、道徳と美を含む諸価値の基盤である。

ここで欧米の宗教制度を一瞥しておきたい。

イギリスは国王を首長とする英国教会を国教としていることはよく知られている。英国女王を元首とするカナダ、オーストラリア、ニュージーランドもこれに準じている。オーストラリア憲法は「畏れ多くも全能の神の恩寵により」「卓越し給う女王陛下」が定めたものとされ、カナダ憲法は「神の至高と法の支配」に立脚している。

北欧諸国をみれば、デンマーク、ノルウェー、アイスランドは、ルター派福音教会（エバンゲリカ）だけを、国教として憲法に定めている。フィンランドは福音教会とフィンランド正教会（東方正

教会）の双方を国教とする。スウェーデンは、西暦二〇〇〇年に、それまでの国教制度を廃止したが、君主である国王がスウェーデン教会（福音派）の首長を兼ね、政府による教会税の徴収が続けられている。

東方正教会文明圏では、ギリシャが憲法で「ギリシャの支配的な宗教は東方正教会である」とし、ブルガリアは「東方正教会は伝統的宗教である」とする。

カトリック教会を国教に定めているのは、バチカン市国、リヒテンシュタイン、マルタ、モナコである。かつてカトリック教会を国教としていたアイルランド、スペイン、イタリアは憲法改正により国教体制を廃止したが（アイルランド七二年、スペイン七八年、イタリア八四年）、カトリック教会と国家との宗教協約（コンコルダ）により、その特権的立場が法的に確立している。ポーランドは九七年憲法で共産主義を非合法化し、キリスト教に基づく国民的伝統への回帰を押し出し、教会と政府による協力関係とカトリック教会との宗教協約が規定され、事実上の国教制がとられている。

ドイツ、ベルギー、ルクセンブルグ、ポルトガル、イタリア、スペイン、フランス、ロシアでは、憲法で国教樹立を禁じ、広義の政教分離を定めているが、ロシアとフランスを除き、いずれも宗教の公認制をとり、カトリック教会等の伝統宗教に対し、公教育における特別の地位等、さまざまな特権を賦与している。例えばドイツでは、政府は積極的に宗教活動に関与し、カトリック教会などの公認宗教は、教会税の交付その他の特権を享受しているし、憲法七条は宗教教育を公立学校で行なうことを命じており、キリスト教の祈祷・礼拝が学校行事になっている。ベルギーでは公認宗教の聖職者の給与は国家が責任をもち、地方公共団体は聖職者の住居を保障しなければならない。

憲法上、国家の「非宗教性」を掲げているのは、フランスとロシアである。もともと宗教を阿片に譬えて敵視する唯物史観をもとにする制度であり、崩壊した社会主義国のほとんど全てはこの立場を